特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	平生町低所得世帯支援給付金給付事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、平生町低所得世帯支援給付金給付事業に関する事務における 特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその 他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識 し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県平生町長

公表日

令和7年10月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	平生町低所得世帯支援給付金給付事業に関する事務
②事務の概要	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日 閣議決定)を受け、低所得世帯支援給付金を支給する事務を行う。事務については、以下の要綱に基づき実施する。 ・令和6年度 平生町低所得世帯支援給付金給付事業実施要綱 ・令和6年度平生町低所得世帯支援給付金(こども加算分)給付事業実施要綱 事務の実施にあたり、住民登録地・住民税の課税状況、公金受取口座等の情報を含む特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	住民基本台帳システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、給付金支給台帳(エクセルファイル)
2. 特定個人情報ファイル	名
給付金支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	町民福祉課
②所属長の役職名	町民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		请]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	令和6年12月13日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた	-入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [C]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [C)]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	人為的ミスを防止するための方策を職員間で共有し事務取扱いに注意している。 事務手続きを進める際には、誤りが発生しないよう、複数回のチェックを行っている。				

9. 監査							
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高い	と考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えらる対策	[6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	団体内統合利用番号連携サーバーへのアクセスは、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、適切に権限管理を行っており、権限のない者による不正使用の対策を講じている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明